



北海道

北海道トップ



カテゴリから探す



組織から探す



防災情報

Google 提供

検索

HOME > カテゴリから探す > まちづくり・地域振興 > 都市・景観 > まちづくり > 区域指定の見込み及び経過措置

区域指定の見込み及び経過措置

ページ内目次 法改正の概要 ▾ 区域指定の見込み ▾ 改正法施行後の経過措置 ▾

法改正の概要

- 宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に改正されました。
- 盛土規制法に基づき、規制区域が指定されたときは、区域内の一定規模以上の盛土等について許可手続等が必要となります。

[盛土規制法パンフレット（国土交通省HP）](#)

区域指定の見込み

- 盛土規制法に基づく規制区域は令和6年度以降順次指定する予定です。
- 盛土規制法に基づく規制区域を指定した場合はHP等で公表します。

改正法施行後の経過措置

- 改正前の宅地造成等規制法に基づく規制区域は、盛土規制法施行後2年間の経過措置が取られています。
- 経過措置期間内に盛土規制法に基づく規制区域が指定されたときは、宅地造成等規制法の制限ではなく、盛土規制法の制限がかかります。
- 経過措置期間内、かつ、盛土規制法による規制区域の指定がされない場合は、宅地造成等規制法の規定に基づく許可手続となります。
- 宅地造成等規制法の規定によって許可となった工事は工事完了まで宅地造成等規制法の規定が適用されます。

カテゴリ

都市計画 >

まちづくり >

まちづくり局都市計画課のカテゴリ

区域指定の見込み及び経過措置 >

このページに関するお問い合わせ

建設部まちづくり局都市計画課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL：011-204-5563

FAX：011-232-1147

お問い合わせフォーム >

カテゴリー

- > 都市計画
- > まちづくり

まちづくり局都市計画課メニュー

- ▶ 注目情報
- ▶ 北海道の都市計画に関すること
 - > 北海道の姿
 - > 都市計画の制度
 - > 都市施設の見直し
 - > 都市計画の提案制度
 - > 北海道都市計画審議会
 - 北海道の統計資料（「北海道の都市計画」冊子）
 - > 北海道の都市計画公園等の資料
 - > 土地利用の手引き
 - 流通業務施設の整備に関する基本方針
- ▶ マスタープランに関すること
 - > 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 総合都市交通体系調査（都市交通マスタープラン）
 - > 北海道みどりの基本方針
 - コンパクトなまちづくりに向けた基本方針
 - 市町村マスタープラン及び立地適正化計画の策定状況
 - 立地適正化計画（都市再生特別措置法）*国土交通HP
- ▶ 開発行為に関すること
 - > 開発行為の許可